

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成28年9月12日  
(平成28年8月受付分)



平成28年8月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計4件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## ◆注意！ おもちゃの銃で失明の危険

### 事例：

友人と庭でおもちゃの銃で遊んでいた際、6ミリ径のプラスチック弾が左目を直撃した。眼科を受診したところ、重度の損傷が見られ治療を受けた。幸い2週間ほどで治癒したが、最悪の場合、失明したり、後遺症が残る可能性もあったと言われた。

(当事者：中学生 男性)



### 🟡アドバイス

- おもちゃの銃であっても、人に弾丸が当たると、失明などの大きなけがにつながります。
- 子どもに遊ばせる前に、取扱説明書や注意書きを大人がよく読み理解した上で、決して人や動物に向けて撃たせないよう、遊び方や注意点などを教えるようにしましょう。
- 不用意な発射を防ぐための安全装置があっても、万全ではありません。弾丸を装填したまま放置しないでください。
- 大人がおもちゃの銃の威力や弾の重さを確認した上で、子どもに使わせるようにしましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第96号」より抜粋

## ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
13	SNSで知り合った人とオンラインゲームのデータ取引をした。料金を支払ったが、データが送られてこない。
18	警察から私の健康保険証が届けられているとの電話があり、紛失したことに気づいた。今後悪用されないか心配。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)